

柏原市立図書館電子図書館システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市民の中にも「新しい生活様式」が浸透しつつある中において、従来の図書館サービスに加えて、図書館へ来館することなく、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンから専用サイトに接続することで電子書籍を利用することができる新たな図書館サービスを整備し、外出自粛等が求められ図書館への来館を躊躇する状況においても図書を利用したいとする市民ニーズに対応するとともに、来館時間の確保が難しい子育て世代、あるいは障害者や高齢者等のための読書バリアフリー法に準拠した非来館型図書館サービスとすることで、読書環境の充実を図ることを目的とするものです。

2 事業概要

(1) 業務名：柏原市立図書館電子図書館システム導入業務

(2) 業務内容：別紙「柏原市立図書館電子図書館システム導入業務」仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 履行期間：契約締結日から令和5年3月31日

※令和4年10月1日からシステム稼働（予定）

① 電子図書館システム初期導入費（システム導入、初期設定、運用テスト、職員研修等）

② 電子図書館システム使用料（令和4年10月1日～令和5年3月31日使用分総額）

③ 電子書籍ライセンス使用料 12,000コンテンツ（無期限コンテンツを10,000コンテンツ、有期限コンテンツを2,000コンテンツとすること）

(4) 提案上限額：51,315,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積書及び見積書内訳書は、上記価格以内で算出すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし同法に基づく、更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画を認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。

(5) 参加表明書提出から選定結果通知日までの間、柏原市入札参加有資格業者停止要綱によ

る指名停止処分又はこれに準じる行為を行っていないこと。

- (6) 柏原市暴力団排除条例（平成25年条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 柏原市暴力団排除条例（平成25年条例第27号）第9条に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (8) 電子図書館システム導入業務に関する他の地方公共団体からの業務を履行している者又は履行した実績のある者（平成30年4月以降に契約を完了したもの）

4 スケジュール

項目	日程等	備考
募集開始（市ホームページ掲載）	令和4年6月10日（金）	
募集要領等に関する質問締切	令和4年6月16日（木）17時まで	
募集要領等に関する質問回答	令和4年6月22日（水）正午以降	
参加申込期間	令和4年6月10日（金）から 令和4年6月27日（月）17時まで	
参加書類（書類審査）結果通知	令和4年7月1日（金）	書類審査 全員
企画提案書等の提出	令和4年7月13日（水）17時まで	
企画提案を審査（プレゼンテーション）	令和4年7月20日（水）	
受託候補者の決定	令和4年7月26日（火）	
契約締結	令和4年8月頃予定	
運用開始日	令和4年10月1日（土）予定	

5 参加申込に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式第1号）

- ・ 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・ 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明
- ・ 印鑑証明書
- ・ 納税証明書（国税）

法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

② 会社概要書（様式第2号）

③ 受注実績書（様式第3号）

- ・ 実績については評価項目の対象とも兼ねるため、5件まで記載することができる。
- ・ 記載した業務の契約書の写し（又は発注者が作成した契約履行証明書）、受託業務仕様書を添付すること。

④ 業務実施体制調書（様式第4号）

※履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書については、提出日から3ヶ月以内のものとする。

(2) 提出期間

令和4年6月10日（金）から令和4年6月27日（月）17時まで

※受付時間は、各日9時から17時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送。

※持参の場合は、6月13日（月）、20日（月）を除く。

※郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(4) 提出先

柏原市立図書館プロポーザル担当

〒582-0007 大阪府柏原市上市4-1-27

TEL 072-971-0335

6 審査結果通知（書類審査）

参加資格確認後、柏原市立図書館電子図書館システム導入業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）事務局において提出書類を審査し、令和4年7月1日（金）17時までに、全ての参加者にFAX又は電子メールにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

7 質問及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質問書（様式第5号）を提出すること。

(1) 提出方法

FAX又はメール送信による提出

※送信後に必ず電話による着信確認を行うこと。

(2) 提出先

柏原市立図書館プロポーザル担当

E-mail : toshokan@city.kashiwara.lg.jp

FAX : 072-971-0734

(3) 回答

回答は柏原市ウェブサイトに掲載する。

※提案者毎への回答は行わず、一括して取りまとめのうえ回答する。

※事業者名等は公表しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

8 企画提案書等の作成及び提出

書類審査において選定された者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書（様式第7号）

- ア 審査基準表の業務内容に掲げる各事項に沿って、具体的な提案を行うこと。
- イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
- ウ 障害者や高齢者の利用促進や学校連携など電子書籍貸出サービスの利用促進に係る支援方法を記述すること。
- エ 電子書籍コンテンツについて、次年度以降の有期限コンテンツのライセンス追加及び有期限コンテンツのライセンス終了後の蔵書数確保に関する本市の負担が軽減する提案を可能な限り含めること。
- オ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付のうえ提案すること。

② システム機能要件確認表（様式第8号）

提案するシステムが該当する機能を有する場合には「○」を記載し、代替案により一部対応可能な場合は、「△」を記載し、備考欄にその内容又は理由等を記載すること。対応が不可能の場合は、「×」を記載すること。

③ 電子書籍コンテンツ一覧（様式第9-1号）

- ア 電子書籍コンテンツ提案書（様式第9号）の記載内容に基づき提案する書籍を記載すること。
- イ 区分ごとの提案割合は参考値であるが、10%以上の誤差が生じる場合は、その理由を記載すること。
- ウ 提案する電子書籍コンテンツは有料のもののみとし、青空文庫等の無料電子書籍コンテンツの提供方法についても、別途任意様式にて提案すること。
- エ 電子書籍1点につき区分を1つ記載するものとし、2つ以上の記載は不可とする。
- オ 年齢制限の必要な図書は提案対象外とする。

④ 業務工程表（任意様式）

業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

⑤ 見積書（様式第10号）

見積書には、見積内訳書を添付することとし、見積内訳書に以下の内容を区分して記載すること。

ア 電子図書館システム初期導入費（システム導入、初期設定、運用テスト、職員研修等）

イ 電子図書館システム使用料

（令和4年10月1日から令和5年3月31日までの使用分総額）

ウ 電子書籍ライセンス使用料（無期限10,000コンテンツ分）

エ 電子書籍ライセンス使用料（有期限2,000コンテンツ分）

オ 消費税及び地方消費税（上記ア～エの合計×10%）

カ 提案総額（上記ア～オの合計：提案上限額51,315,000円）

見積書に記載する見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

※また、システムの使用料については、選定された事業者と契約予定であるため、次年度以降のシステム使用料の見積書も参考資料として提出すること。

(2) 作成上の留意点

- ① 簡易なA4ファイルで提出すること。
- ② 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする。

- ④ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ⑤ 提案書等の印刷の色は、任意とする。
- ⑥ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。
- ⑦ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。(電子書籍のタイトルについてはこの限りではない)
- ⑧ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「柏原市立図書館電子図書館システム導入業務」、「提出年月日」を記載し、正本には、社名(商号)、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。
- ⑨ 見積書の正本には、社名(商号)、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

(3) 提出部数

- ① 正本 各1部
- ② 副本 各7部
- ③ CD-ROM等の電子媒体(提出書類をPDFに変換したもの) 1枚

(4) 提出期間

書類審査の審査結果通知後、令和4年7月13日(水)17時まで。
ただし、各日9時から17時までとする。

(5) 提出方法

持参又は郵送。

※持参の場合は、休館日を除く。

※郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

(6) 辞退

参加申込書を提出後、辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を令和4年7月1日(金)17時まで持参又は郵送すること。

(7) 提出先

柏原市立図書館プロポーザル担当

〒582-0007 大阪府柏原市上市4-1-27

9 企画提案審査(プレゼンテーション)

(1) 審査方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、柏原市電子図書館導入業務プロポーザル審査委員会(以下、「審査会」という。)を設置し、委員会において提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について評点を行い、最高点を得たものを受託候補者として選定するものとする。

ただし、審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、受託候補者として認めないものとする。また、企画提案者の提出が1社のみであった場合でも審査は実施する。

(2) 評価点の配分

提案審査70点 + 価格評価50点 = 合計120点満点

① 企画提案の採点基準

・評価項目等は、別紙「審査基準表」のとおり

② 価格評価の採点基準

提案総額・・・配点50点
合計金額が最も低い事業者(X)・・・満点
他の事業者・・・ $(X \text{ の提案総額} / \text{当該事業者の提案総額}) \times 50 \text{ 点}$ (少数点以下第2位を四捨五入)

(3) プレゼンテーション審査

① 実施日時 令和4年7月20日(水) 予定

詳細な実施日時については、各参加者個別に別途通知する。

※プレゼンテーションの実施順は、提案書の提出順とする。

② 実施場所

柏原市役所内会議室(詳細は、別途通知する)

③ 所要時間

準備	10分以内
プレゼンテーション	30分以内
質疑・応答	10分程度

④ 内容

提出した提案書の内容説明とする。

⑤ 出席者

3人以内とすること。

⑥ その他

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ パソコン使用の場合は、参加者がプロジェクターとともに持参するものとし、スクリーンは本市が用意する。

10 審査結果通知(プレゼンテーション)

- (1) 審査結果については、全ての企画提案審査参加者に電子メールにて令和4年7月26日(火)に通知にする。
- (2) 企画提案方式による契約予定者の選定における公平性及び透明性を高めるため、柏原市ホームページに結果を公開する。
- (3) 審査の結果についての問い合わせには一切応じないものとする。また、結果に対する異議申し立ては認めない。

11 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定されたものと業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。
(地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約)
- (2) 受託候補者として選定された者は、本市との協議が整い次第、速やかに契約手続を行うこととする。
- (3) 契約金額は、受託候補者が提案書で示した本業務に係る費用の提案総額とする。ただし、双方協議の上、提案のあった企画内容等を見直した場合はこの限りでない。
- (4) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者と協議が整わ

ない場合、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。

- (5) 契約保証金は、契約金額の総額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の保証金又はそれに代わる担保等とする。

1.2 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
- ・企画提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ・本要領3の参加資格要件を満たしていないと判断される場合、又は契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・見積額が提案上限額を超えている場合
 - ・プレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した場合
 - ・選考の公平性を害する行為があった場合
 - ・前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 参加申込書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 企画提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、柏原市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

区分	評価項目	評価の視点	配点
1. 組織及び従事 予定者の経験・能 力	業務等の実績	・他の自治体において同種の業務についての実績はあるか。	5
	業務実施体制	・業務内容に関する知識・知見などを持っているか。	5
2. システム導入 業務内容	システムの使いやす さ	・利用者が管理・登録・検索などにおいて使いやすい提案であるか ・サイトデザインは見やすいものであるか	5
		・図書館（管理者）として操作しやすい提案であるか。 ・選書が行いやすい提案であるか。	5
	システム機能	・「システム機能要件確認表」（様式第8号）を参照の上で評価する。	10
	導入スケジュール	・業務工程表の事業計画が無理なく効率的なものであるか。 ・市側の作業負担軽減について考慮されているか。	5
	セキュリティ対策・ 職員研修等	・個人情報保護、ウイルス、不正アクセス等への対策は十分か。 ・運用開始後の職員研修等のサポート体制について妥当な内容か。	5
3. 電子書籍の内 容	電子書籍の充実度・ ライセンス内容	・本市の指示通りの電子書籍が適切に提案され、また、選書にあたってのコンセプトは明確か。「電子書籍一覧」（様式第9-1号）を参照の上で評価する。 ・有期限コンテンツライセンス終了後、蔵書数確保に関し、本市負担が軽減する提案があるか	10
4. 支援体制	利用促進・学校連携	・障害者や高齢者等の利用促進の実施や支援方法を記載しているか ・小・中学校の児童・生徒の電子書籍利用率向上に向けた提案があるか	10
5. 追加独自提案	有益な追加サービ ス・特徴のある取組 等	・本市の現状と今後の図書館運営の課題を踏まえ独自性・優位性が明確な提案となっているか	10
		合 計	70